平成２１年（フ）第１６３５号
広島市安芸区瀬野西２丁目27番６号
債務者　舩山真理子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６３７号
広島市西区大宮２丁目７番14―202号
債務者　衣笠　有紀
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６０号
広島市中区江波南１丁目10番21―207号
債務者　白岩　幸雄
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６１号
広島市佐伯区五日市中央１丁目４―25―101、住民票上の住所広島市佐伯区五日市中央１丁目16番21号
債務者　木野由理子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６７４号
広島市西区南観音１丁目10番19―８号
債務者　若松　順子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８０号
広島県安芸郡熊野町城之堀４丁目７番９号
債務者　佐々木博文
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８４号
広島市東区牛田新町３丁目７番14―107号
債務者　塩田　　潔
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８５号
広島市東区牛田新町３丁目７番14―107号
債務者　塩田久美子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３７号
広島県廿日市市原1267番地28
債務者　堅田　智穂
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４４号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘19番２号　グランドハイツ柳ヶ丘Ａ―１
債務者　石井基志子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９９号
徳島県小松島市金磯町13番70号
債務者　工藤　敏男
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３００号
徳島県小松島市金磯町13番70号
債務者　工藤千壽子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７８号
愛媛県西条市福武甲878番地10
債務者　津田　絹子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１８４号
愛媛県新居浜市南小松原町６番３号
債務者　真鍋　孝一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１８５号
愛媛県新居浜市南小松原町６番３号
債務者　真鍋　由香（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１９８号
愛媛県西条市喜多川357番地３
債務者　曽我部和則
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１９９号
愛媛県西条市喜多川357番地３
債務者　曽我部由美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第７３９号
高知市福井町449番地１　フラッツＫ103
債務者　村上　久志
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所破産係